

令和4年度農産物直売所等電気料金緊急支援事業費補助金 募集案内

農産物直売所，農漁家レストラン，農漁家民宿（以下直売所等）に対し，コロナ禍により高騰した施設運営に係る電気料金の増額分の一部を支援します。

補助金の概要

1. 対象者

次の（1）又は（2）の要件を満たすもの

- （1） 地域の農林漁業者が生産した農林水産物の販売を目的として設置された施設を有する者又は運営する者

なお，以下の①又は②の要件を満たすものとする。

- ① 売り上げの1/2以上が，農林漁業者が出品している製品である場合
② 売り場面積の1/2以上が，農林漁業者が出品する製品を設置する場所である場合

- （2） 農林漁業者等が運営する農漁家レストラン及び農漁家民宿

※ 地方自治体から直売所等の施設について指定管理者となっている者のうち，電気料金高騰等を理由に，令和3年度より令和4年度の指定管理料が高くなっている場合又は上乗せして指定管理料が支払われている場合は本事業の対象外となります。

2. 対象経費

直売所等の運営に係る令和4年度の電気料金のうち，以下の②及び③を合算した額とする。

①令和3年8月と令和4年8月の電気料金の単価の差額を「基準単価※1」とする。

②令和4年4月から令和4年12月分

令和4年4月から令和4年12月までの電気使用量実績（kWh）に①の「基準単価」を乗じて算出した額

③令和5年1月，2月及び3月分

令和4年1月，2月及び3月の電気使用量実績に①の「基準単価」を乗じて算出した額

ただし，直売所等が他の施設と併設して電気料金の請求等が区分されていない場合※2は，②及び③を合算した額に，面積の割合で案分するものとし，直売所等の面積割合を乗じた額を補助対象額とする。

※1：基準単価の算定には，消費税及び地方消費税相当額を除いた電気料金の金額を用いる。

※2：面積割合で案分する場合は，施設の図面を提出すること。

※兼用している施設は対象外とする。

3. 補助率

補助対象経費の1/2以内

募集期間及び提出方法

1. 募集締切

令和5年2月15日(水)まで

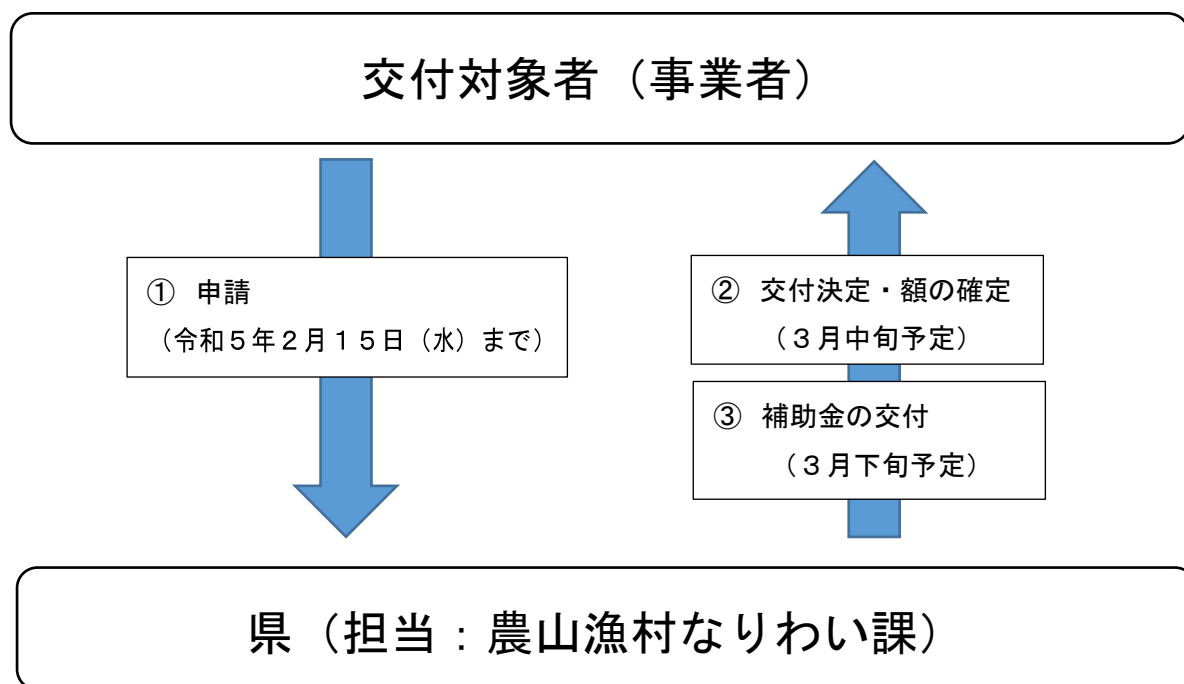
2. 提出方法

1の募集締切までに、3の提出書類一式を提出先へ原則、電子メールにて提出願います。(県納税証明書は郵送又は持参してください。)

3. 提出書類

- (1) (別記様式第1号) 農産物直売所等電気料金緊急支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書
- (2) (別紙1) 補助金額算定基礎資料
- (3) 電気使用実績証拠書類(領収書の写し等の電気使用量・電気料金が確認できる書類)
- (4) 施設の図面(概要がわかるもの) ※電気料金を面積割合で案分・算出した場合は提出すること。
- (5) (別紙2) 暴力団排除に関する誓約書
- (6) 県納税証明書(発行から3カ月以内の原本で、すべての県税に未納がないもの)
- (7) その他知事が必要と認める書類

本事業の主な流れ



その他

申請等についての詳細は、宮城県のホームページ(交付要綱等)で御確認ください(以下 URL, QR コード参照)。

URL : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nariwai/korona/denkiryoukin.html>

* 提出先・本事業に関する問い合わせ先 *

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1

宮城県農政部農山漁村なりわい課6次産業化支援班

TEL : 022-211-2242

FAX : 022-211-2416

E-mail : nariwai-6@pref.miyagi.lg.jp

